

別表第六 小荷物専用昇降機

1(4)制御器：接触器、継電器及び運転制御用基板

<～H29.3>

(い)検査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	(略)	(略)	(略)
		電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認する。	イ 著しい摩耗があること。 ロ 変形があること。
		(新設)	(新設)	(新設)



<H29.4～>

(い)検査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	(略)	(略)	(略)
		電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること 又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。
		ブレーキ用接触器の接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること 又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。

1(9)巻上機：綱車又は巻胴

<～H29.3>

(い)検査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
巻上機	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかりの状況(巻胴式のものを除く。)	溝の摩耗の状況を目視により確認し又は溝と主索のすき間を測定し、主索と綱車が滑らないことを確認する。	溝と主索のすき間が十分でなく運行に支障が生ずるおそれがあること、無積載のかごを低速で上昇させた最上階付近において停止させたときに主索と綱車に著しい滑りが生じていること又は溝を除く溝で主索が底当たりしていること。
		(略)	(略)	(略)



<H29.4～>

(い)検査項目		(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
巻上機	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかりの状況(巻胴式のものを除く。)	主索及び溝の摩耗の状況を目視により確認し又は溝と主索のすき間若しくは綱車外周からの主索の出張りを測定し、主索と綱車が滑らないことを確認する。	溝と主索のすき間若しくは綱車外周からの主索の出張りが十分でなく運行に支障が生ずるおそれがあること、無積載のかごを低速で上昇させた最上階付近において停止させたときに主索と綱車に著しい滑りが生じていること若しくは溝を除く溝で主索が底当たりしていること又は複数ある溝間に著しい摩耗差があること。
		(略)	(略)	(略)